船舶の各船側の開放船楼についての最小放水口面積（As）及び開放ウェルについての最小放水口面積（Aw）は、次の手順に従って計算するものとする。

(a) ブルワークによって囲まれた開放甲板の長さ（lw）及び開放船楼内の共通の区域の長さ（ls）の合計に等しいウェルの長さの合計（lt）を決定する。

(b) Asを決定するため、

(i) 仮定したブルワークの標準の高さで長さltの開放ウェルについて(1)の規定に従って要求される放水口面積（A）を計算する。

(ii) 適用可能な場合には、(1)(c)の規定に従い、舷弧がないことによる修正係数一・五を乗ずる。

(iii) 閉囲船楼の端部隔壁にある開口の幅（b0）について放水口面積の調整係数（b0／lt）を乗ずる。

(iv) ウェルの全長のうち開放船楼によって閉囲される部分について放水口面積の修正係数として次の係数を乗ずる。

$1-(lw/lt)^2$

この場合において、lw及びltは、(4)(a)に定義する長さとする。

(v) フリーボード甲板の上方〇・五hsより高い位置にある甲板に関してフリーボード甲板より上方のウェル甲板の距離について放水口面積の修正係数として次の係数を乗ずる。

$0.5\ (hs/hw)$

この場合において、hwは、フリーボード甲板より上方のウェル甲板の距離とするものとし、hsは、一の標準船楼高さとする。

(c) Awを決定するため、

(i) 開放ウェルについての放水口面積（Aw）は、名目放水口面積（A'）を計算するためにlwを用いる上で、(b)(i)の規定に従って計算するものとし、ブルワークの実際の高さ（hb）について次の面積の修正の適用可能ないずれかの一の適用によって調整する。

高さ一・二メートル以上のブルワークについては、

$Ac=lw\ (hb-1.2/0.10)(0.004)$（平方メートル）

高さ〇・九メートル以下のブルワークについては、

$Ac=lw\ (hb-0.9/0.10)(0.004)$（平方メートル）

高さ一・二メートルと〇・九メートルとの間のブルワークについては、修正はない（Ac＝0）。

(ii) 修正された放水口面積（Aw＝A'＋Ac）は、適用可能な場合には、舷弧がないことについて調整するものとし、hs及びhwを用いて(b)(ii)及び(b)(v)の規定に定めるところによりフリーボード甲板上の高さを調整する。

(d) 結果として得られた開放船楼についての放水口面積（As）及び開放ウェルについての放水口面積（Aw）は、開放船楼によって覆われる開放区域の各船側及び開放ウェルの各船側に沿って、それぞれ定めなければならない。

(e) (4)に定める関係については、lwとlsとの合計であるltが二十メートルより大きいと仮定する場合には、次の式によって要約される。

開放ウェルについての放水口面積は、

$Aw=(0.07\,lw+Ac)$（舷弧修正）$(0.5hs/hw)$

開放船楼についての放水口面積は、

$Aw=(0.07\,lt)$（舷弧修正）$(b0/lt\ (1-(lw/lt)^2)(0.5\ (hs/hw))$

ltが二十メートル又はそれ以下である場合には、基本的な放水口の面積は、(1)の規定に従い、A＝0.7＋0.035 ltである。

(5) 放水口の下縁は、実行可能な限り甲板に近くなければならない。所要の放水口面積の三分の二は、ウェル部分のうち舷弧曲線の最低点に最も近い二分の一の部分に設けなければならない。所要の放水口面積の三分の一は、ウェル部分のうち残りの長さの部分に沿って平均に配分しなければならない。暴露したフリーボード甲板又は暴露した船楼甲板に舷弧が全くないか又はほとんどない場合には、放水口面積は、ウェルの長さに沿って平均に配分しなければならない。

(6) ブルワークの全てのこのような開口は、約二百三十ミリメートルの間隔に配置された棒によって保護しなければならない。放水口にシャッターを取り付けるときは、ごみ詰まりを防ぐために十分なすき間を設けなければならない。ヒンジは、耐食性の材料の軸針又は軸受けを有しなければならない。シャッターには、定着装置を設けてはならない。

第二十五規則　船員の保護

(1) 船員の居住に使用される甲板室は、認められた基準の強さで建造されなければならない。

(2) 全ての暴露した甲板には、ガード・レール又はブルワークを設けなければならない。ブルワーク又はガード・レールの高さは、少なくとも甲板上一メートルでなければならない。もっとも、この高さが船舶の通常の作業を妨げるおそれがある場合には、主管庁は、十分な保護が設けられていると認めるときは、これより小さい高さを承認することができる。

(3) 船楼及びフリーボード甲板に設けられるガード・レールは、少なくとも三の横棒を有しなければならない。ガード・レールの最下位の横棒の下のすき間は、二百三十ミリメートルを超えてはならない。その他の横棒は、三百八十ミリメートルを超えて離してはならない。丸型ガンネルを有する船舶の場合には、ガード・レールの支柱は、甲板の平らな部分に置かなければならない。他の位置においては、少なくとも二の横棒を有するガード・レールが取り付けられなければならない。ガード・レールは次の規定に適合しなければならない。

(a) 固定された支柱、取り外し可能な支柱又はヒンジ支柱は、約一・五メートルの間隔で取り付けなければならない。取り外し可能な支柱又はヒンジ支柱は、直立の位置で施錠することができるものでなければならない。

(b) 少なくとも三本に一本の支柱がブラケット又は支持索で支えられなければならない。

(c) 船舶の通常の作業のために必要な場合には、鋼索がガード・レールに代えて認められることができる。

(d) 船舶の通常の作業のために必要な場合には、二の固定された支柱とブルワークとの間の鎖がガード・レールに代えて認められることができる。

(4) 船員室区域、機関区域その他船舶の不可欠な作業に使用される全ての区域の間を往来する船員の保護のため、第二十五―一規則によって要求される安全な通路のための満足すべき装置（ガード・レール、保護索、歩路、甲板下通路等）が備えられなければならない。

(5) いずれの船舶に積み込まれる甲板積み貨物も、その貨物の近くにある開口であって、船員室区域、機関区域その他船舶の不可欠な作業に使用される全ての区域への通路となるものを閉鎖し、かつ、浸水から守ることができるように積み付けなければならない。船舶の甲板上又は甲板下に適当な通路がない場合には、甲板積み貨物上にガード・レール又は保護索を設けることにより船員に保護を与えなければならない。

第二十五―一規則　船員の安全な通行のための手段

(1) 船員の安全な通路は、次の表―1.1に規定する手段の少なくとも一によって備えなければならない。